

第238回宮城県個人情報保護審査会

配布資料

・審査会スケジュール

日 時 令和2年4月10日(金)

午後1時30分から

場 所 宮城県行政庁舎5階総務部会議室

次 第

1 開 会

- | | | |
|-------|--|---|
| 2 議 事 | 13:30 開 会
13:30~14:50 甲第45号事案(施設入所希望者に係る個人情報の直接収集の原則の例外)に係る審議
(1) 甲第45号事案(施設入所希望者に係る個人情報の直接収集の原則の例外)
の審議について
(2) 前回審査会会議録の確認 | 14:50~14:55 前回審査会会議録の確認
14:55~15:00 事務連絡
15:00 閉会 |
|-------|--|---|

3 その他の

4 閉 会

日 程 案

資料

宮城県個人情報保護審査会 事案ごとの審議経過

令和2年4月10日

事案名 審査会日程	乙第86号事案 (部活内調査書関係文書) (提起 R1.11.6)	甲第45号事案 (施設入所希望者に係る個人情報 の直接収集の原則の例外)
起 草 委 員		
第236回	令和2年1月22日 総務部会議室	概要説明
第237回	令和2年3月18日 第二会議室	審議
第238回	令和2年4月10日 総務部会議室	審議
第239回	令和2年5月15日 知事公館(仮)	
第240回	令和2年6月19日 第二会議室	
第241回	令和2年7月17日 第二会議室	
第242回		

乙第87号事案 措置入院関係文書 (提起 R2.2.2)

第238回宮城県個人情報保護審査会出席者名簿

○ 宮城県個人情報保護審査会委員（五十音順）

桑 村 裕美子
杉 浦 永 子
野 呂 圭
米 谷 康

○ 宮城県個人情報保護審査会事務局

(総務部県政情報・文書課職員)

課 長	佐 藤 真 之
副参事兼課長補佐	佐 野 浩 章
情報公開班長	狩 野 真 弓
主任主査	佐 藤 城 晃
主任事務官	長 谷 部 遥
主任事務官	川 村 崇 文

○ 實施機関

(保健福祉部長寿社会政策課)

副参事兼課長補佐	平 塚 勝 徳
施設支援班長	大 内 理笑子
主任事務官	栗 原 駿

答申案

第1 審査会の結論

平成28年度における特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査（以下「本件調査1」といいます。）及び令和1年度における宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（以下「本件計画」といいます。）の見直しに向けた介護保険施設入所希望者調査（以下「本件調査2」といいます。）を実施するために、県内の介護保険施設（特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設をいう。以下同じ。）から入所希望者の個人情報を収集することは、まずは各個人情報を取り扱う事務的目的を達成するために必要なものであり、第3の事項に留意すれば、入所希望者の権利利益を侵害するものではない。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諒問に至る経緯

宮城県（以下「県」という。）では、平成30年3月に平成30年度から令和2年度までの3か年計画として本件計画を策定したが、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、市町村の意向、施設利用実態等に基づき3年ごとに見直しを行うこととされている。

本件計画の見直しに当たっては、介護保険施設における入所希望者の実態把握が必要であるが、多くの入所希望者が複数の介護保険施設に重複して入所を申し込んでいるため、重複申込者数を除外する必要がある。この重複申込者数の除外を含めた実態把握の作業にあたっては、利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を収集する観点から、介護保険被保険者番号等の直接的に個人が識別されることのない個人情報をのみで調査及び分析を行うことが望ましい。

しかし、介護保険施設への入所申込み手続においては、入所申込者の介護保険被保険者番号の未記入等が相当度ある。また、介護保険施設への入所申込み手続中に他の市町村に住所を異動する入所申込者も多く、その場合、転出先市町村から新たな介護保険被保険者番号を割り振られるため、各施設が把握している介護保険被保険者番号が異なっていても入所申込者は同一である場合もある。従って、介護保険被保険者番号のみによる調査では入所申込者数の重複

を除外することは困難であり、県において介護保険施設における入所希望者の実態把握を行うためには、介護保険被保険者番号以外の直接的に個人が識別される個人情報も収集することが必要な状況にある。

また、既においては男生浮標が過去にも全国調査を実施し、特別養護老人ホームの入所申込者数等の実態把握を行ってきたところであるが、平成28年4月18日付まで都道府県に對し平成28年度における本件調査1を実施するよう依頼しておらず、県は重複入所申込者数を除外した上で、緊急性や入所申込時期等の調査項目を加えた、より詳細な実態把握を行なうよう要請された。

よって、重複申込者数を除外した上の入所希望者の実数、現在の居住場所、要介護度、緊急度、申込年月日等の実態を把握して平成28年度における本件調査1へ対応するとともに、令和2年度における本件計画の見直しの基礎資料とするための本件調査2を実施するため、介護保険施設を通して入所希望者の個人情報を収集する必要があることから、宮城県知事（以下「実施機関」という。）は平成28年5月9日付けで個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第7条第3項第9号の規定により、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行った。

なお、実施機関は、平成28年5月9日付けで審査会に対して同様の内容の質問を行い、平成28年6月10日付で答申（甲第29号）を受けているが、当該答申は平成28年度における計画の見直しに限つてのものであるとともに、本件調査は収集する個人情報が追加されていることから、審査会に対して改めて諮問を行つたものである。

2 諒問内容

以下の内容で個人情報を本人以外から収集することの妥当性について、審査会の意見を求められたものである。

(1) 平成28年度における本件調査1の基礎資料として、介護保険施設入所希望者調査票により、県内全ての特別養護老人ホームから、入所希望者の(3)に掲げる個人情報を収集する。
 (1) 令和2年度における本件調査2の基礎資料として、介護保険施設入所希望者調査票により、県内全ての介護保険施設から、入所希望者の(2)に掲げる個人情報を収集する。
 (2) 収集する個人情報は、入所希望者の個人情報のうち、介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地市町村（保険者）、要介護度、緊急性、現在の居住場所、利用基

望状況及び申込年月日とする。

(5) 収集した個人情報を実施機関及び県内各市町村内で処理し、個人が特定されないよう統計処理をした上で利用する。

(6) 統計処理終了後、収集した個人情報は、抹消し、廃棄する。

(5) 令和5年度における本件計画の見直しの際には再度踏査を行うが、令和4年度までに(1)表記(2)から(4)までと同様の目的及び手法で調査を行う場合がある。

第3 個人情報を収集するとき等の留意事項

1 今後、本件計画の見直しのために、県内の介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集する際には、第2の2(2)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加をしない場合であっても、その時点の状況を踏まえた個人情報の収集の相当性について判断を要するため、その都度調査すること。ただし、本件計画の見直し前に本件調査と同様の目的及び手法で調査を行いう際は、この限りでない。

2 第2の2(2)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加する際は、再度調査すること。ただし、個人情報の項目を削除する際は、この限りでない。

3 個人情報を収集するため各介護保険施設に対して協力を求める際は、当該個人情報については、条例に基づき、本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱う旨を説明すること。

4 介護保険施設は条例第2条第3号に規定する事業者に該当することから、条例第41条第2項の規定により、実施機関は介護保険施設に対し、個人情報の適正な取扱いについて指導及び助言すること。

5 介護保険施設への入所希望者に対し、本件調査と同様の調査のために、県が介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集し、利用することがある旨周知徹底を図ること。

6 個人情報が記録された文書を介護保険施設から収集する場合には、原則として、介護保険施設の職員から直接受け取ること。やむを得ず、郵送等の手段により収集する場合は、配達された事実を確実に確認できること。

7 実施機関における個人情報の輸送体制についても6と同様とすること。

8 収集した個人情報を集計し、公表する際は、個人が特定されることのないよう注意すること。

9 統計処理が終了し次第、収集した個人情報については、確実かつ速やかに抹消し、廃棄すること。

第4 審査会からの要請

現行制度上及びその運用上、介護保険被保険者番号のみで調査及び分析を行うことは難しいとのことであるが、将来的に、住所、氏名等の直接的に個人が識別される個人情報を収集することなく調査及び分析できる体制が整備できるよう実施機関は検討を続けられたい。

(参考)

福岡県第45号事案 答申案たたき台【見え消し】

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和2年4月 日現在)

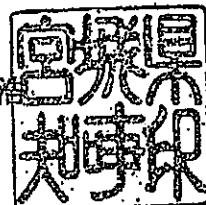
氏 名	職 名	(令和2年4月 日現在)
桑 村 裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授	
杉 浦 永子	第一印象研究所代表	
中原 茂樹	関西学院大学大学院司法研究科教授	会長職務代理者
野呂 圭	弁護士	
米 谷 康	弁護士	会長

(五十音順)

長政第1018号
令和2年3月12日

宮城県個人情報保護審査会会长 殿

宮城県知事 村井嘉浩



個人情報の直接収集の原則の例外事項について（諮問）
このことについて、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第7条第3項の規定により、別紙のとおり諮問します。

担当：保健福祉部長寿社会政策課
施設支援班 栗原
TEL：022-211-2549
FAX：022-211-2596
E-mail：choujut2@pref.miyagi.lg.jp



(別 紙)

1 事務の名称

令和2年度介護保険施設入所希望者調査（令和2年度実施）

2 事務担当課 保健福祉部長寿社会政策課

3 収集する個人情報の類型及び内容（条例第7条第3項）

（1）調査方法 介護保険施設を対象とした「介護保険施設入所希望者調べ」による質問紙調査

（2）調査項目 施設入所希望者の介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地
市町村（保険者）、要介護度、現在の居住場所、入所申込年月日、利用希望状況

4 収集元 県内の介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）

（令和2年4月1日現在 特養施設198箇所、老健施設92箇所、計290箇所）

5 事務の概要

特別養護老人ホームへの入所希望者が、令和2年1月1日現在で利用定員11,711人を大幅に上回る22,760人となっているが、重複申込みを行っている方も多数いるものと想定されることから、入所希望者（待機者）の実態（実数）を把握しようとするものである。

上記1の調査は、宮城県の高齢者に関する保健、医療、福祉施策の総合的計画である「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」としては、平成30年3月に第7期計画が策定されているところであるが、標記の計画について3年ごとの見直しを行うこととされているため、今後予定されている見直し（第8期計画の策定）に向けた基礎資料を得るものである。

6 収集の概要

「介護保険施設入所希望者調査実施要領」のとおり

7 質問理由

当該調査は、4に記載の施設から情報を収集するものであるが、個人情報保護条例第7条第3項第1号から第8号に該当しないため、同条第9号の規定に基づき、審査会の意見を聴いた上で実施するものである。

なお、当該調査に係る個人情報の収集について、法令に定めはない。

介護保険施設入所希望者調査実施要領

1 現状

平成12年4月に介護保険制度が始まり、特別養護老人ホームへの入所は指置制度から契約制度による利用に大きく転換し、施設サービスを利用したい要援護高齢者は、自己の判断で施設を選び申し込むことができるようになった。これに伴い、できる限り早く介護保険施設を利用したい本人、家族による複数施設への入所申込みや将来の利用に備えての事前申込み等から、特別養護老人ホームに対する入所希望者は大幅に増加した。

その後、平成15年6月から仙台市内、同年10月から県内の特別養護老人ホームにおいて、必要性の高い人を優先的に入所させるため優先入所規定を策定し再申込みを実施したことにより、入所希望者数は一時横ばいの状態になった。

さらに、平成27年4月の介護保険法の改正により特別養護老人ホームの入所基準が変更され、新規入所者は原則として要介護3以上の方が対象となったため、平成27年度には入所希望者数は減少の傾向となっているものの、令和2年1月1日現在においても入所定員11,711人に対し入所希望者が22,760人となっている。

過去に本県において実施した入所希望者調査結果では、多くの方が重複申込みをしており、現在も同様の状態であると見込まれることから、実際の入所希望者の状況把握が必要となっている。

2 調査目的

介護保険施設への入居希望者について、その実数及び現在の居住場所並びに要介護等の実態を把握し、3年ごとに行われる「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」の見直しの基礎資料とするもの

3 調査対象

(1) 対象者

宮城県内の介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）に対して施設入所希望の申込みを行っている者

(2) 調査項目

別紙調査票のとおり

(3) 調査手法

介護保険施設で受け付けている入所申込みデータを別紙調査票に転記する形で収集し、県全体のデータとして取りまとめ、項目ごとに処理し、施設入所希望者の状況を把握する。

なお、データの整理、分析に際し、既に死亡している者及び既に施設に入所している者を削除するため、市町村に対しデータの精査を依頼する。

(4) 基準日

令和2年4月1日

4 データ処理方法

全施設から集まったデータを基に県全体の一覧表を作成した上で、氏名、介護保険被保険者番号などでソートし、下記の項目について抽出、分析する。

・重複申込みの実態

- ・施設種別ごとの入所希望者実数
- ・入所希望者の居住場所（自宅、介護保険施設、病院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）
- ・重複入所希望者申込みの地理的範囲（隣接市町村、他県等）
- ・入所希望者の要介護度
- ・入所希望者の申込時期
- ・入所希望者の年齢
- ・利用希望状況（現在の意向と状況について）

5 分析結果の提供

分析した結果については、各高齢者関係団体へ報告するほか、各市町村へ当該市町村分を提供する。

6 データの処分方法

5による統計処理終了後、個人情報を含んだ生データは抹消廃棄する。

7 個人情報の保護

提出いただいた個人情報は、個人情報保護条例に基づき本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱うこととする。また、利用希望者から情報提供拒否等の意思表示をされている場合については、本人を特定できない情報のみを調査票に記載することができるものとする。

以 上

《入力方法と注意事項》

調査票作成の前にお読みください!!

(調査票各セルの書式は絶対に変更しないでください。)

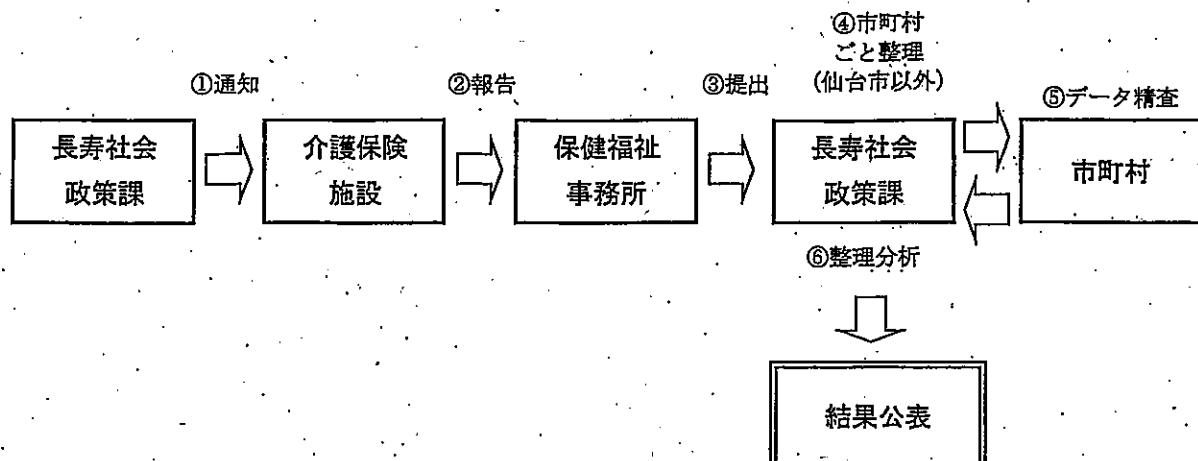
区分	説明
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ●データを入力する際は、ホームページからダウンロードしたファイルを、作業するパソコンのハードディスク(以下HD)にコピーして入力作業をしてください。 ●コード番号を入力するときは半角で入力してください。全角で入力すると正しく計算されないことがあります。 ●各セルの書式は変更しないでください。数字で入力するセルでも、あえて文字列で設定しているところもあります。変更すると正しく表示されないことがあります。 もし、変更してしまったら、変更していない同じ列のセルからコピーして貼り付けてください。 ●一部非表示にしている部分もありますが、その部分は入力・消去等はしないでください。
1 施設種別	セルをクリックすると、セルの右側に▼が表示されます。その▼をクリックするとリストが表示されますので、特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を選択してください。
2 施設名	施設名称を入力してください。「特別養護老人ホーム」等施設種別名は入力不要ですので名称のみを入力してください。
3 所在地	市町村名から入力してください。
4 記載者	データを入力された担当の方の「職名」と「お名前」を入力してください。
5 TEL・FAX	記載された方に連絡が可能な電話番号、FAX番号を入力してください。
6 番号	一連番号を付けています。
7 介護保険 被保険者番号	<p>入所申込者の被保険者番号を、半角で入力してください。</p> <p><u>被保険者番号は10桁ですが、頭に「0」が付いている場合は省略してください。</u></p> <p>例:「0001234567」の場合「1234567」と入力。</p> <p>※名寄せの際に使用します。</p>
8 氏名(漢字) 9 氏名(カナ)	<p>入所申込者の氏名を漢字及びカタカナで入力してください。</p> <p>漢字の場合は全角、カタカナの場合は半角カタカナで入力してください。</p> <p><u>氏と名の間は全角1文字分、空けてください。</u></p> <p>※名寄せの際に使用します。</p>
10 性別	<p>入所申込者の性別を男性の場合は「1」、女性の場合は「2」と入力してください。</p> <p>セルをクリックすると、セルの右側に▼が表示されます。その▼をクリックするとリストが表示されますので該当の項目をクリックしてください。</p>

11 生年月日(元号)	入所申込者の生年月日を元号(明治・大正・昭和)または西暦のどちらかで入力してください。
12 生年月日(西暦)	元号で入力する場合は、「生年月日(元号)」の欄に入力してください。 西暦で入力する場合は、「生年月日(西暦)」の欄に入力してください。
<元号で入力する場合>	<西暦で入力する場合>
	西暦で入力する場合は、数字を連続で入力してください。計算式が入っていますが、かまわずに入力してください。
	例1) 明治38年3月3日生まれの方の場合は「1380303」と入力します。
	例2) 大正5年5月5日生まれの方の場合は「2050505」と入力します。
	例3) 昭和16年12月8日生まれの方の場合は「3161208」と入力します。
	「生年月日(元号)」の欄に入力すると、西暦に置き換えられた生年月日が計算されて「生年月日(西暦)」の欄に表示されます。
	次の入力項目の「年齢」はこの西暦での生年月日をもとに計算していますので、消去しないでください。
13 年 齢	この欄は、自動で表示されますので入力不要です。(令和2年4月1日現在の年齢が表示されます。)もし、何かを入力したり、計算式を消去した場合は、計算式が入っているほかのセルをコピーし、貼り付けてください。 年齢が表示されない場合、[ツール]メニューの[アドイン]コマンドを選択して分析ツールを登録してください。
14 所在地市町村 (保険者) (1)市町村コード (2)市町村名	「所在地市町村(保険者)」、「要介護度」、「現在の居住場所」はコード番号で入力するかリストから選択するまたは直接入力するかが選べます。
<コード番号で入力する場合>	<セルのリストから選択する場合>
	別紙の「コード表」から該当するコードを選んで入力してください。該当するコードを選択すると、右隣のセルに自動的に表示されます。
	それぞれの黄色のセルをクリックすると、セルの右側に▼が表示されます。 その▼をクリックするとリストが表示されますので該当の項目をクリックしてください。
15 要介護度 (1)要介護コード (2)要介護度	
16 現在の居住場所 (1)区分コード (2)現在居住 場所区分 (3)市町村コード (4)市町村名	
17 利用希望状況 ※令和2年度追加 (1)意向コード (2)現在の意向 (3)状況コード (4)状況	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">※令和2年度調査から追加</p> <p>●17 利用希望状況の記載について</p> <p>「現在の意向」は次の1~3で該当するものを選択し「意向コード」に入力する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 即時入居意向あり → 「状況」欄は記載不要。 2 即時入居について保留している → 「状況コード」について次のA・B・Cから該当するものを選択する。 <ul style="list-style-type: none"> A いずれ希望 … 「現在、施設や高齢者施設に入居中」「在宅介護の継続希望」「特例入居要件に該当してから」等、将来的に入居を希望する方で、現時点では即時入居の意向がない。 B 要医療等 … 「入院加療中」「常時医療行為が必要」等、ご本人の医療必要度が高く、即時入居の判断ができない。退院後入居希望の方を含む。 C その他 … 極力AまたはBを選択するが、どちらにも含まれず、やむを得ない場合はCを選択。 3 意向及び状況不明 → 「状況コード」についてDまたはEを選択する。 <ul style="list-style-type: none"> D 返答なし … 「連絡先は把握できているが、返答がない」「連絡は取れるが、即時入居意向の有無について明確な回答がない」等。 E 連絡不通 … 「有効な連絡先が分からなくなっている」等

18 入所申込年月日	入所申込みの年月日を元号(昭和・平成・令和)で入力してください。
	頭に、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を付けて年月日の数字を連続で入力してください。
	例1) 昭和63年1月1日申し込みの方の場合は「3630101」と入力します。
	例2) 平成21年5月5日申し込みの方の場合は「4210505」と入力します。
	例3) 令和元年8月23日申し込みの方の場合は「5010823」と入力します。
	詳細が不明な場合は、年月までの入力でも可です。
	例3) 平成21年5月申し込みの方の場合は「4210500」と入力します。
	なお、入所申込年月日が不明な場合は、空欄としてください。

令和2年度介護保険施設入所希望者調査 調査手順

1 調査フロー



2 分析結果の提供先

- ・ 各保健福祉事務所
- ・ 市町村老人福祉施策（介護保険）担当課
- ・ 宮城県老人福祉施設協議会
- ・ 宮城県老人保健施設連絡協議会
- ・ 仙台市老人福祉施設協議会

3 厚生労働省調査実施内容及び県入所希望者調査との比較

	H28年度及びH29年度 (国調査、県調査)	H31年度 (国調査)	R2年度 (県調査)
実施機関	長寿社会政策課	長寿社会政策課	長寿社会政策課
調査目的 及び手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査から分析、廃棄まで ・ 長寿社会政策課 ・ データ精査のみ市町村 	同左	同左
収集する 個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設名・種別等 ・ 介護保険被保険者番号 ・ 氏名、性別、生年月日、年齢 ・ 所在地市町村（保険者） ・ 現在居住市町村・場所 ・ 要介護度 ・ 緊急度 ・ 申込書年月日 	} 同左から } 緊急度 } を除く。	} 同左に加えて、 } 利用希望状況 } を加える。

平成28年6月16日答申における留意事項への対応について

※「対応」欄において、前回（H28）同資料から修正した箇所は~~斜線~~表示。

留意事項	対 応
1 今後、本件計画の見直しのために、県内の介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集する際には、第2の2(3)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加をしない場合であっても、その時点の状況を踏まえた個人情報の収集の相当性について判断を要するため、その都度諮詢すること。ただし、本件計画の見直し前に本件調査1と同様の目的及び手法で調査を行う際は、この限りでない。	本件計画見直しの際の調査を実施する際は、その都度諮詢させていただきます。
2 第2の2(3)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加する際は、再度諮詢すること。ただし、個人情報の項目を削除する際は、この限りでない。	項目の変更又は追加を行う場合は、再度諮詢させていただきます。
3 個人情報を収集するため各介護保険施設に対して協力を求める際は、当該個人情報については、条例に基づき、本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱う旨を説明すること。	各施設へ送付する調査依頼文にその旨を記載しております。
4 介護保険施設は条例第2条第3号（※現在は第4号）に規定する事業者に該当することから、条例第41条第2項（※現在は第41条）の規定により、実施機関は介護保険施設に対し、個人情報の適正な取扱いについて指導及び助言すること。	平成25年4月1日施行の「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」等において秘密保持義務の規定を設けているほか、各施設へ送付する調査依頼文にもその旨を記載しております。
5 介護保険施設への入所希望者に対し、本件調査1及び2と同種の調査のために、県が介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集し、利用することがある旨周知徹底を図ること。	平成27年3月20日に「宮城県指定介護老人福祉施設入所指針」を改正し、入所申込書の参考様式に「県が入所申込書に記載されている個人情報を収集し利用することがある」旨を追記しました。また、各施設へ送付する調査依頼文にも、「各施設において、上記の内容を入所申込者やそのご家族等に対し説明を行う等の配慮をお願いしたい」旨を記載しております。

留意事項	対応
6 個人情報が記録された文書を介護保険施設から収集する場合には、原則として、介護保険施設の職員から直接受け取ること。やむを得ず、郵送等の手段により収集する場合は、配達された事実を確実に確認できる手段によること。	調査票については、原則として持参いただくこととし、郵送の場合は配達された事実を確認できる書留などの方法としました。
7 実施機関内における個人情報の輸送体制についても6と同様とすること。	
8 収集した個人情報を集計し、公表する際は、個人が特定されることのないよう注意すること。	調査結果につきましては、個人が特定されない形で公表しております。
9 統計処理が終了し次第、収集した個人情報については、確実かつ速やかに抹消し、廃棄すること。	収集した個人情報については全て抹消及び廃棄しております。

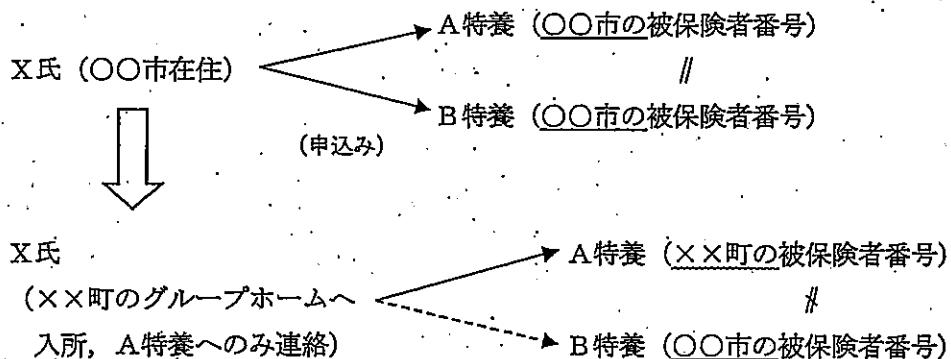
平成28年6月16日答申における審査会からの要請への対応について

※本要請は前回までは留意事項となっていたもの。

※「対応」欄において、前回から修正した箇所は ■ 表示。

要 請	対 応
<p>現行制度上及びその運用上、介護保険被保険者番号のみで調査及び分析を行うことは難しいことであるが、将来的に、住所、氏名等の直接的に個人が識別される個人情報を収集することなく調査及び分析できる体制が整備できるよう実施機関は検討を続けられたい。</p>	<p>特別養護老人ホームの入所申込みは、平成15年8月から、「指定介護老人福祉施設入所指針」に基づき、特別養護老人ホームの入所規程による入所申込書により行うこととし、申込書には介護保険の被保険者番号等を記載することとなっています。</p> <p>■ 前回調査時と同様に入所時の相談申請人登録と被保険者番号の記入が必ず行われます ■ 申込書は複数の登録元となる市町村で複数施設へ登録する場合、被保険者番号のみで調査を行った場合、無視できない程度の誤差が発生する可能性が高 ■ 適用されません</p> <p>また、介護を必要とする高齢者の場合、特別養護老人ホームへの申込み中に住所を移動する方（例：自宅→グループホーム）も多く、被保険者番号は市町村毎の番号であるため、同一人物であっても異なった2つの被保険者番号で各施設に登録されることがあります。</p>

【同一人物が異なった2つの被保険者番号で各施設に登録される場合】



【老人福祉法（抜粋）】

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

4 都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険法第百十八条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

5 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

【介護保険法（抜粋）】

(都道府県介護保険事業支援計画)

第一百八条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県介護保険事業支援計画においては、当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるものとする。
- 3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
 - 二 介護サービス情報の公表に関する事項
 - 三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
 - 四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項に規定する事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。
- 5 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 6 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

答申甲第29号（諮問甲第41号事案）

答 申

第1 審査会の結論

平成28年度における特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査（以下「本件調査1」という。）及び平成29年度における宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（以下「本件計画」という。）の見直しに向けた介護保険施設入所希望者調査（以下「本件調査2」という。）を実施するために、県内の介護保険施設（特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設をいう。以下同じ。）から入所希望者の個人情報を収集することは、いずれも個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要なものであり、第3の事項に留意すれば、入所希望者の権利利益を侵害するものではない。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諒問に至る経緯

宮城県（以下「県」という。）では、平成27年3月に平成27年度から平成29年度までの3か年計画として本件計画を策定したが、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、市町村の意向、施設利用実態等を基に3年ごとに見直しを行うこととされている。

本件計画の見直しに当たっては、介護保険施設における入所希望者の実態把握が必要であるが、多くの入所希望者が複数の介護保険施設に重複して入所を申し込んでいるため、重複申込者数を除外する必要がある。この重複申込者数の除外を含めた実態把握の作業にあたっては、利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を収集する観点から、介護保険被保険者番号等の直接的に個人が識別されることのない個人情報のみで調査及び分析を行うことが望ましい。

しかし、介護保険施設への入所申込み手続においては、入所申込者の介護保険被保険者番号の未記入等が相当程度ある。また、介護保険施設への入所申込み手続中に他の市町村に住所を異動する入所申込者も多く、その場合、転出先市町村から新たな介護保険被保険者番号を割り振られるため、各施設が把握している介護保険被保険者番号が異なっていても入所申込者は同一である場合もある。従って、介護保険被保険者番号のみによる調査では入所申込者数の重複

を除外することは困難であり、県において介護保険施設における入所希望者の実態把握を行うためには、介護保険被保険者番号以外の直接的に個人が識別される個人情報も収集することが必要な状況にある。

また、国においては厚生労働省が過去にも全国調査を実施し、特別養護老人ホームの入所申込者数等の実態把握を行ってきたところであるが、平成28年4月18日付けで都道府県に対し平成28年度における本件調査1を実施するよう依頼しており、県は重複入所申込者数を除外した上で、緊急度や入所申込時期等の調査項目を加えた、より詳細な実態把握を行うよう要請されている。

よって、重複申込者数を除外した上での入所希望者の実数、現在の居住場所、要介護度、緊急度、申込年月日等の実態を把握して平成28年度における本件調査1へ対応するとともに、平成29年度における本件計画の見直しの基礎資料とするための本件調査2を実施するため、各介護保険施設を通して入所希望者の個人情報を収集する必要があることから、宮城県知事（以下「実施機関」という。）は平成28年5月9日付けで個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第7条第3項第9号の規定により、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行った。

なお、実施機関は、平成26年2月24日付けで審査会に対して同様の内容の諮問を行い、平成26年6月19日付けで答申（甲第24号）を受けているが、当該答申は平成26年度における計画の見直しに限ってのものであるとともに、本件諮問は収集する個人情報が追加されていることから、審査会に対して改めて諮問を行ったものである。

2 諮問内容

以下の内容で個人情報を本人以外から収集することの妥当性について、審査会の意見を求められたものである。

- (1) 平成28年度における本件調査1の基礎資料として、介護保険施設入所希望者調査票により、県内全ての特別養護老人ホームから、入所希望者の(3)に掲げる個人情報を収集する。
- (2) 平成29年度における本件調査2の基礎資料として、介護保険施設入所希望者調査票により、県内全ての介護保険施設から、入所希望者の(3)に掲げる個人情報を収集する。
- (3) 収集する個人情報は、入所希望者の個人情報のうち、介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地市町村（保険者）、要介護度、緊急度、現在の居住場所及び申込

年月日とする。

- (4) 収集した個人情報を実施機関及び県内各市町村内で処理し、個人が特定されないよう統計処理をした上で利用する。
- (5) 統計処理終了後、収集した個人情報は、抹消し、廃棄する。
- (6) 平成32年度における本件計画の見直しの際には再度諮問を行うが、平成31年度までに(i)及び(3)から(5)までと同様の目的及び手法で調査を行う場合がある。

第3 個人情報を収集するとき等の留意事項

- 1 今後、本件計画の見直しのために、県内の介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集する際には、第2の2(3)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加をしない場合であっても、その時点の状況を踏まえた個人情報の収集の相当性について判断を要するため、その都度諮問すること。ただし、本件計画の見直し前に本件調査1と同様の目的及び手法で調査を行う際は、この限りでない。
- 2 第2の2(3)に掲げる個人情報の項目を変更し、又は新たに追加する際は、再度諮問すること。ただし、個人情報の項目を削除する際は、この限りでない。
- 3 個人情報を収集するため各介護保険施設に対して協力を求める際は、当該個人情報については、条例に基づき、本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱う旨を説明すること。
- 4 介護保険施設は条例第2条第3号に規定する事業者に該当することから、条例第41条第2項の規定により、実施機関は介護保険施設に対し、個人情報の適正な取扱いについて指導及び助言すること。
- 5 介護保険施設への入所希望者に対し、本件調査1及び2と同種の調査のために、県が介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集し、利用することがある旨周知徹底を図ること。
- 6 個人情報が記録された文書を介護保険施設から収集する場合には、原則として、介護保険施設の職員から直接受け取ること。やむを得ず、郵送等の手段により収集する場合は、配達された事實を確実に確認できる手段によること。
- 7 実施機関内における個人情報の輸送体制についても6と同様とすること。
- 8 収集した個人情報を集計し、公表する際は、個人が特定されることのないよう注意すること。
- 9 統計処理が終了し次第、収集した個人情報については、確実かつ速やかに抹消し、廃棄すること。

第4 審査会からの要請

現行制度上及びその運用上、介護保険被保険者番号のみで調査及び分析を行うことは難しいことであるが、将来的に、住所、氏名等の直接的に個人が識別される個人情報を収集することなく調査及び分析できる体制が整備できるよう実施機関は検討を続けられたい。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成 28 年 6 月 16 日現在)

氏 名	職 名	備 考
飯 島 淳 子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好 志	法律家	
中 原 茂 樹	学識経験者	
細 川 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	
松 尾 大	法律家	会長

(五十音順)

宮城県 指定介護老人福祉施設入所指針

平成27年 3月20日

宮城県保健福祉部長寿社会政策課

第1 目的

この指針は、介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が、施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるに当たって作成する入所に関する規程（以下「入所規程」という。）の、透明性及び公平性を確保することを目的とする。

第2 施設の責務

施設は、この指針の趣旨を踏まえ、地域の実情等を勘案し、関係市町村及び関係機関・団体等と十分協議の上、施設ごと又は複数施設と共同して作成するなどの方法により、適正に入所決定を行う入所規程を策定するものとする。

また、施設は、入所規程を施設内に掲示するなどの方法により公表するとともに、入所希望者及びその家族に対してその内容を説明するものとする。

第3 保険者の責務

保険者は、施設の入所規程作成に関し、積極的に協力し、必要な援助を行うものとする。

また、居宅において日常生活を行うことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の者の特例的な施設への入所（以下「特例外所」という。）が見込まれる場合にあっては、入所判定が行われるまでの間に施設と情報の共有等を行い、施設に対して適切な意見・助言をするものとする。

第4 入所規程

施設は、入所規程を策定するに当たり、以下を考慮するものとする。

（1）入所申込み

施設は入所規程において入所申込方法を定め、入所希望者から相談があった場合にはその内容について説明を行う。

また、施設は、入所申込があった場合は、入所希望者及びその家族と面談を行うなどの方法により入所希望者の置かれている状況等を確認するとともに、担当の介護支援専門員に意見を求めるものとする。また、入所希望者の置かれている状況については、その変化の有無について定期的に把握するものとする。

（2）入所判定対象者

施設は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの者及び要介護1又は要介護2の者であって特例外所が認められる者を入所判定の対象とするものとする。

(3) 入所判定基準

施設は、入所の優先順位を決定するため、入所規程において、利用者の心身状況等に応じた点数表を作成するなどの方法により、申込者の入所の必要性の高さを判断する基準を策定するものとする。

(4) 入所決定の手続

施設は、入所に関する検討のための委員会（以下、「入所検討委員会」という。）を設置し、合議により入所の優先順位の決定を行うものとする。

なお、入所検討委員会は、施設の職員（施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員など）のほか、透明性を確保するため、評議員などの施設職員以外の者を加えるものとする。

また、入所検討委員会の構成員は、業務上知り得た入所希望者や家族の個人情報を漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。

(5) 入所希望者名簿の作成、管理

施設は、入所検討委員会終了後速やかに議事録を作成するとともに、委員会で決定した優先順位を基に名簿を作成し、これを委員会開催の日から5年間保管するものとする。

第5 入所手続

施設は、空床の発生により新規入所者の受入が可能となった場合は、名簿順位の上位者から入所意思の確認を行い、手続を進めるものとする。

なお、意思確認の結果、入所を辞退した利用者については、施設の判断により一時的に入所順位を繰り下げる等の措置を行うことも可能とする。

第6 特例入所

(1) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(2) 施設は、要介護1又は要介護2の者の特例入所を認める場合は以下のようない手続きをとること。なお、施設と保険者の間での必要な情報共有等が行われる場合は、以下と異なる手続きによることを妨げない。

ア 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるこ

と。

- イ 施設は、保険者に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。
- ウ イの求めを受けた場合において、保険者は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとすること。
- エ また、入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者に意見を求めることが望ましい。

第7 特別な事情による入所

施設では、下記の事由に該当する入所希望者について、入所検討委員会を開催する時間がない場合には、入所検討委員会で決定した入所順位によらずとも、当該希望者を優先的に入所させることができる。

- (1) 市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所の依頼があった場合
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宮城県規則第34号）第20条に基づき、入所者であった者が入院後に再入所する場合
- (3) その他、入所希望者の罹災、入所希望者や介護者的心身状況の急激な悪化などの正当な理由により、直ちに施設に入所することが必要であると認められる場合

第8 その他

- (1) 施設は、入所判定に関する問い合わせや情報開示の求めなどがあった場合に適切に対応できるよう、担当者を決めるものとする。
- (2) 施設において入所規程を定める場合は、本指針の趣旨に基づいたものとすること。
また、市町村において独自に指針を策定する場合も同様とする。
- (3) この指針は平成27年4月1日から適用するものとする。
- (4) この指針を見直す必要が生じた場合には、関係機関と協議の上、隨時見直しを行うものとする。

入所規程参考例①

特別養護老人ホーム○○苑 入所規程

第1 目的

この規程は、特別養護老人ホーム○○苑（以下、「○○苑」といいます。）へ入所を希望される方のうち、その必要性が高い方を優先的に入所していただくための手続きなどを定めることを目的とします。

第2 入所の申込み

- (1) ○○苑に入所を希望される方は、別紙1の「入所申込書」を記入していただき、提出していただきます。なお、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）と一緒に添付してください。
- (2) 入所申込書を提出される時は、○○苑の担当職員により、希望者様、及びご家族の状況等を聞き取りします。また、必要な場合は担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）と連絡をとり、状況を伺うこともあります。
- (3) 担当職員は、申込書の内容と聞き取りした心身の状況から、別紙2の「入所希望者調書」の表面を作成します。作成した調書は、希望者様又はご家族からご要望があれば、保存年限の間であればいつでも開示します。また、調書の記載内容に変化が生じる場合には、お申し出により、再度調書を作成します。なお、お申し出がない場合は、1年に1度程度、○○苑から記載内容に変化がないか確認させていただくことがあります。

第3 入所判定の対象者

入所判定の対象となるのは、入所を申込みいただいた方のうち、要介護3から要介護5までの方又は要介護1若しくは要介護2の方で日常生活を行うことが困難なことについてやむを得ない事由があることにより特例的な施設への入所が認められる方とします。

第4 入所順位の決定

- (1) 入所希望者調書の表面を元にして、以下の構成員から組織される「○○苑入所検討委員会」（以下、「入所検討委員会」と言います。）が、優先順位を点数化して入所順位を決定します。入所検討委員会は必要に応じて随時開催します。

順位は、原則として点数の順番どおりとしますが、同じ点数の希望者が数名いる場合は、介護者の有無、要介護度を優先して順位を決定します。

・施設長	○○○○
・生活相談員	○○○○
・介護課長	○○○○
・看護課長	○○○○
・管理栄養士	○○○○
・介護支援専門員	○○○○
・嘱託医	○○○○
・○○大学教授	○○○○ (第三者委員、当施設評議員)

(2) 新規の入所者受け入れが可能になったときには、入所検討委員会で作成した名簿の順番どおりにご連絡を差し上げます。なお、受け入れ可能となった居室の構成（男女別）の理由により順番が変更されることがあります。

(3) ご連絡した際に、入所をご辞退された場合には、その日から半年間、名簿からお名前を削除いたします。

(4) 名簿の順番については、ご本人様又はご家族の方のご依頼があればお教えします。

(5) 入所検討委員会の構成員は、入所希望者様やご家族の個人情報を漏らしません。また、正当な理由がない限り、名簿などの個人情報が記入されている書類は公開しません。

第5 特列入所

以下の要件に該当すると判断された要介護1、要介護2の方については、特例的に入所できることがあります。

(1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

(2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

(3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

(4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

第6 特別な事情による入所

以下の場合には、名簿の順番にかかわらず、入所できることがあります。

- (1) 市町村から、老人福祉法の規定による措置入所の依頼があった場合
- (2) 入所者であった方が、90日を越えない入院の後に再び入所する場合
- (3) その他、希望者の心身状態等の急激な悪化、罹災などの正当な理由により、緊急に入所するこ
とが必要となった場合

第7 その他

(1) この規程に基づいて作成された書類については、最低5年間保存することとし、名簿などの個人情報を正当な理由がない限り本人又はご家族以外の方に公開することはしません。

(2) この規程の内容に関してご不明な点は下記担当者にご連絡ください。

職名 生活相談員

氏名 ○○○○

電話：022-000-0000

FAX：022-000-0000

(3) この規程は、平成00年0月0日から施行します。

(別紙1)

入所申込書

平成 年 月 日

○○苑 施設長様

特別養護老人ホーム○○苑に入所したいので、申し込みます。

ふりがな			性別	男 · 女
氏名				
現住所	〒 県 市・町・村 電話 ()			
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (歳)			
介護保険証	被保険者番号	要介護度	(1・2)・3・4・5	
	認定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
その他 保険証等	□健康保険(種別) □年金(種別) □障害者手帳(種類)	番号 判定	級 傷害名	
居宅サービス等の利用状況(ケアプラン添付でも可)	サービス種類	1月あたり 利用回数	事業所名	
家族構成	主たる介護者:			
(特例入所希望者記入欄) 居宅において生活が困難な理由				
担当介護支援専門員	事業所名			
	氏名			
(施設使用欄) 整理番号 _____				

※入所希望者の実数を把握するため宮城県がこの入所申込書に記載されている個人情報を収集し、利用することがあります。

入所希望者調書(表面)

受付年月日 平成 年 月 日

希望者氏名

調書作成者職氏名

項目	利用者の状況		
要介護度	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5		
家族の状況	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 家族と同居(構成 <input type="checkbox"/> 介護保険施設、病院等に入所 (施設名 (入所期間 平成 年 月 日から) <input type="checkbox"/> その他()		
	身体の状況	食事	<input type="checkbox"/> 介助の要・不要 要()・不要 食事の内容 常食・ミキサー等()・経管等
排泄		<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() おむつの使用 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 夜のみ <input type="checkbox"/> 常時	<input type="checkbox"/> 全介助
入浴		<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助()	<input type="checkbox"/> 全介助
更衣		<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助()	<input type="checkbox"/> 全介助
移動		<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助() 歩行の状況 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 杖使用 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 寝たきり	<input type="checkbox"/> 全介助
視力		<input type="checkbox"/> 日常生活に支障あり()	<input type="checkbox"/> 日常生活に支障なし
意思疎通		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや困難()	<input type="checkbox"/> 困難()
介護者の状況	<input type="checkbox"/> 介護者なし <input type="checkbox"/> 介護者はいるが、高齢・傷害等の理由により常時介護不可 <input type="checkbox"/> 介護者はいるが、遠距離在住等別居状態にあり十分な介護不可 <input type="checkbox"/> 介護者はいるが、就業等の理由により十分な介護不可 <input type="checkbox"/> 介護者がおり、ほぼ常時介護可能 <input type="checkbox"/> 虐待等が疑われる <input type="checkbox"/> その他()		
	主たる介護者		
医療などの状況	<input type="checkbox"/> 問題行動(自傷行為、不潔行為、常時徘徊など) ()		
	<input type="checkbox"/> 医学的措置(留置カテーテル、経管栄養など) ()		
特例入所に該当する要件 (要介護1・2である者)	<input type="checkbox"/> 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。 <input type="checkbox"/> 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる <input type="checkbox"/> 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難 <input type="checkbox"/> 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分		
その他特記事項			

入所希望者調書（裏面）

項目	点 数				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度	5	10	20	25	30
家族の状況	独居 10	高齢者世帯 8	子供等同居 5	老人保健施設等入所 5	その他 最大10点まで加算()
介護者の状況	なし 20	傷病・高齢 20	遠距離在住 15	就業 10	その他 最大10点まで加算()
介護サービスの利用状況	在宅サービスを限度額に対し80%以上利用 10	在宅サービスを限度額に対し50%以上 5	在宅サービスを限度額に対し50%未満利用 0	老人保健施設等入所 5	
その他施設サービスを必要とする理由	<input type="checkbox"/> ほぼ寝たきりで、日常生活全般にわたくて介助が必要 (10点) <input type="checkbox"/> 日常生活自立度Ⅲa以上（知的障害・精神障害の場合も含む）に相当すると認められる。 (10点) <input type="checkbox"/> 家屋の状況（状況に応じ最大5点） <input type="radio"/> 玄関・居室等の段差 <input type="radio"/> 浴室の構造（段差等） <input type="radio"/> 便所の構造（段差、通路等） <input type="checkbox"/> 医療行為等の必要性（該当あれば5点） <input type="radio"/> 留置カテーテル <input type="radio"/> 経管栄養、胃ろう <input type="radio"/> 在宅酸素療法 <input type="radio"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> その他参考事項（状況に応じ最大10点） <input type="radio"/> 虐待 <input type="radio"/> その他（ ）				

入所規程参考例②

特別養護老人ホーム○○園 入所規程

第1 目的

この規程は、特別養護老人ホーム○○園（以下、「当施設」といいます。）へ入所を希望される方のうち、その必要性が高い方を優先的に入所していただくための手続きなどを定めることを目的とします。

第2 入所の申込み

- (1) 当施設に入所を希望される方は、別紙1の「入所申込書」を記入していただき、提出していただきます。なお、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）と一緒に添付してください。
- (2) 入所申込書を提出される時は、当施設の生活相談員により、希望者様、及びご家族の状況等を聞き取りします。また、必要な場合は担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）と連絡をとり、状況を伺うこともあります。
- (3) 生活相談員は、申込書の内容と聞き取りした心身の状況から、別紙2の「入所希望者調書」を作成します。作成した調書は、希望者様又はご家族からご要望があれば、保存年限の間であればいつでも開示します。また、調書の記載内容に変化が生じる場合には、お申し出により、再度調書を作成します。なお、お申し出がない場合は、1年に1度程度、当施設から記載内容に変化がないか確認させていただくことがあります。

第3 入所判定の対象者

入所判定の対象となるのは、入所を申込みいただいた方のうち、要介護3から要介護5までの方又は要介護1若しくは要介護2の方で日常生活を行うことが困難なことについてやむを得ない事由があることにより特例的な施設への入所が認められる方とします。

第4 入所順位の決定

- (1) 生活相談員は、入所者希望調書を元に、別紙3「評価基準表」に基づきグループ分けを行います。

(2) 生活相談員が作成した入所者希望調書を参考に、以下の構成員から組織される「〇〇園入所検討委員会」(以下、「入所検討委員会」と言います。)が、優先順位を決定します。入所検討委員会は必要に応じて隨時開催します。

・施設長	〇〇〇〇
・生活相談員	〇〇〇〇
・介護課長	〇〇〇〇
・看護課長	〇〇〇〇
・管理栄養士	〇〇〇〇
・介護支援専門員	〇〇〇〇
・嘱託医	〇〇〇〇
・〇〇町内会長	〇〇〇〇 (第三者委員、当施設評議員)

(3) 新規の入所者受け入れが可能になったときには、入所検討委員会で作成した名簿の順番どおりにご連絡を差し上げます。なお、受け入れ可能となった居室の構成（男女別）の理由により順番が変更されることがあります。

(4) 名簿の順番については、ご本人様又はご家族の方のご依頼があればお教えします。

(5) 入所検討委員会の構成員は、入所希望者様やご家族の個人情報を漏らしません。また、正当な理由がない限り、名簿などの個人情報が記入されている書類は公開しません。

第5 特例入所

以下の要件に該当すると判断された要介護1、要介護2の方については、特例的に入所できることがあります。

(1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

(2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

(3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

(4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

第6 特別な事情による入所

以下の場合には、名簿の順番にかかわらず、入所できることがあります。

- (1) 市町村から、老人福祉法の規定による措置入所の依頼があった場合
- (2) 入所者であった方が、90日を越えない入院の後に再び入所する場合
- (3) その他、希望者の心身状態等の急激な悪化、罹災などの正当な理由により、緊急に入所するこ
とが必要となった場合

第7 その他

- (1) この規程に基づいて作成された書類については、最低5年間保存することとし、名簿などの個
人情報を正当な理由がない限り本人又はご家族以外の方に公開することはしません。
- (2) この規程の内容に関してご不明な点は下記担当者にご連絡ください。

職名 生活相談員

氏名 ○○○○

電話：022-000-0000

FAX：022-000-0000

- (3) この規程は、平成00年0月0日から施行します。

評価基準

施設は、下記評価基準に基づき、介護の必要の程度や家族等の状況を総合的に勘案し、入所申込者を次のグループに分類する。

第1グループ	第2グループ	第3グループ
Aが4項目	Aが2~3項目	Aが1項目以下

施設は、第1、第2、第3グループの順に入所決定するものとし、同一グループ内の優先順位は、申込み順とする。

評価基準表

項目	評価の目的	評価基準
1 入所希望者の心身の状況	常時介護の必要性及び家族、介護者の日常生活への影響度の評価	A：常時の介護や見守りが必要である。又は、認知症・知的障害・精神障害等を原因とする問題行動があり、介護者の日常生活に支障がある。 B：その他
2 家族・介護者の介護力	在宅生活に必要な家族の介護力の評価	A：介護者がいない、又は、介護者による介護が困難である。 B：その他
3 在宅生活の可能性	在宅サービスを利用した在宅生活の継続の可能性の評価	A：在宅サービスを利用しても在宅生活の継続が困難である。又は、虐待が疑われる。 B：在宅サービスの利用により在宅生活の継続が期待される。
4 住環境の状況	在宅生活に必要な住環境の評価	A：在宅サービスの利用に必要な住環境に支障がある。 B：その他